

浄化槽設置事業補助金を申請された皆さまへ

○浄化槽設置事業補助金の対象となる浄化槽

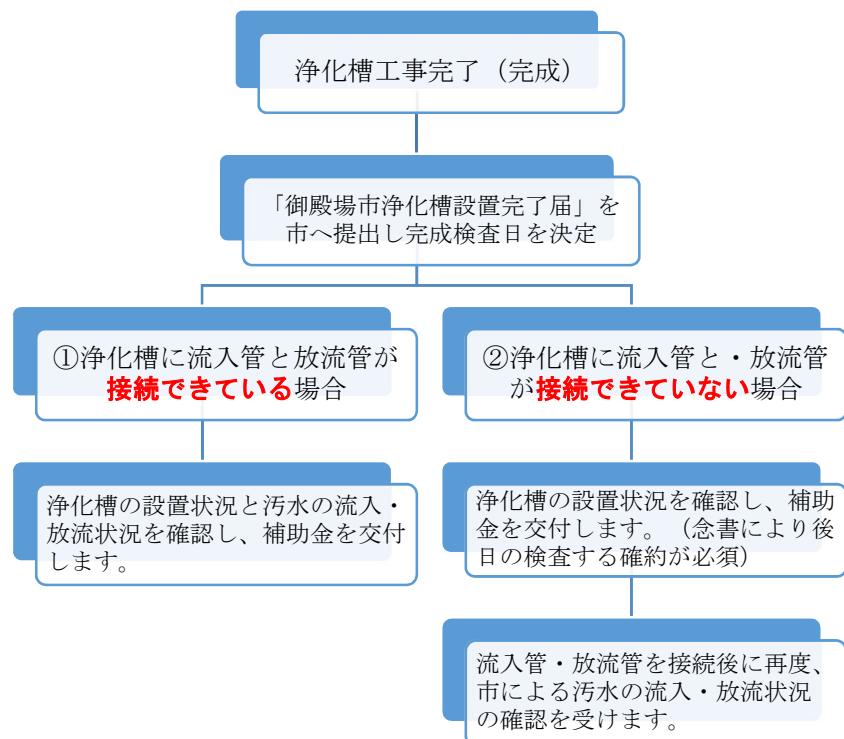
浄化槽設置事業補助金は、**年度内に着工し完成した浄化槽であり、かつ年度内に市・申請者・施工業者の3者で行う完了検査を受検できるものが対象**となりますので、ご注意ください。（年度末までに完了検査を受検できないものは、補助金の対象となりません。）

○補助金交付に必要な浄化槽の完成検査

浄化槽の工事完了（完成）は、浄化槽の使用開始時や引っ越しの時ではなく、**浄化槽の蓋の周囲に設置するコンクリート（上部スラブ）が固まった時点をもって完成**とします。浄化槽工事が完了しましたら、下水道課へ「御殿場市浄化槽設置完了届」を提出していただき、完成検査を受検する必要があります。

また、家の外構工事等の工期の関係で**上部スラブが年度末までに完成できないと判明した場合は、至急、下水道課へご連絡ください。**上部スラブの完成時期によっては、申請を取り下げていただく場合があります。

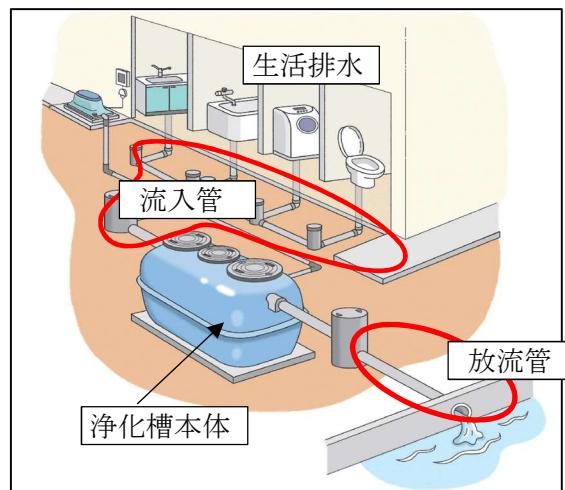
★完成検査の受検方法（通常は①の方法で行います）



【浄化槽の上部スラブの例】



【流入管・放流管イメージ図】



※裏面もご覧ください

○完成検査の実施内容

完成検査の実施内容は以下のとおりです。所要時間は10分～15分程度です。完成検査後に補助金制度・浄化槽の維持管理についてご案内いたします。

【主な検査項目】

検査項目	検査内容
①浄化槽型式・人槽の確認	補助金申請の資料と実際の浄化槽が一致しているか
②浄化槽への生活排水の流入状況確認	宅内の生活排水がすべて浄化槽へ接続されているか
③浄化槽からの処理水の放流状況確認	浄化槽から放流先までの配管が接続されているか
④雨水の排水状況確認	浄化槽への接続されていないか

○浄化槽設置事業補助金の交付時期

補助金は、浄化槽の完成検査後の約1か月後に交付されます。浄化槽の工事完了後は速やかに「御殿場市浄化槽設置完了届」を提出してください。完了届の提出が遅れると、**時期によっては補助金交付ができなくなりますので、ご注意ください。**

○浄化槽工事施工業者への情報共有について

上記の補助金の条件については、下水道窓口にて施工業者に伝えておりますが、**建物新築工事などで複数の業者が関わる場合は、関係業者に誤って伝わり、完了届の提出が遅延するケース**が増えております。お手数ですが、本資料について関係業者へお手渡しいただきますようお願いします。

※このお知らせは、市のホームページから閲覧・ダウンロードできます。

御殿場市ホームページ「くらし→下水道・浄化槽→浄化槽設置事業補助金」

○完了届の添付書類

No.	書類	転換 ○	転換 以外 ○	確認 欄 ※
1	御殿場市浄化槽設置完了届	○		
2	浄化槽保守点検業務及び浄化槽清掃業務の委託契約書（写）	○		
3	浄化槽法第7条・11条に規定する検査の依頼書（写）	○		
4	建築確認に係る検査済証の写し（建築確認を受け検査を受けた場合）	－	※	
5	工事確認検査表（チェックリスト）	○		
6	工事工程写真	○		
7	申請者の住民票抄本（住所の異動があった場合）	※		
8	浄化槽使用開始報告書（写）	○		
9	浄化槽使用廃止届出書（写）（既存浄化槽を撤去する場合）	※		
10	事業経費の請求書（写） (浄化槽本体価格と据付経費等の内訳がわかるもの)	○		
11	証拠書類編てつ表	○		
12	上記のほか、市長が必要と認める書類（念書など）	※		

提出欄の凡例：○…必須、※…場合により添付

お問い合わせ

御殿場市役所環境部下水道課  0550-84-5111